

## 現代における青年団が地域の文化財保護に果たす役割 —全国地域青年「実践大賞」を手掛かりに—

森屋 雅幸 (現代教育研究所研究員 江戸川区教育委員会)

### 1. はじめに

近年、日本では少子高齢化が進み、文化財保護については、担い手不足という問題が生じている。例えば、風俗習慣・民俗芸能などの無形民俗文化財の保護に関する兵庫県教育委員会の調査では、少子高齢化の進行を背景に、伝統的に続く祭りや地域に根付いた行事4465件のうち、453件がすでに廃絶し、205件が存続危機の状態であることが判明し、存続状況を把握できないものも3割を超えることが2021（令和3）年に明らかになった<sup>1</sup>。福井県でも国・県指定などの無形民俗文化財77件の内、県無形民俗文化財保護協議会に加盟し、活動している保存団体は55団体で、この内福井市の「国山の神事」を含む5団体が平成に入り休止届を出していることが報じられた<sup>2</sup>。また、現在、日本国内ではこうした無形民俗文化財に限らず、過疎が進み、廃村になった地域においては、かつて信仰の対象であった神像などの文化財が保護されず、そのまま放置される事例も確認されている<sup>3</sup>。こうした文化財保護の担い手不足は、文化財保護行政の職員でも同様であり、文化財の保存や活用に関して2019（令和元）年に山梨県教育委員会が県内の全市町村にアンケート調査を実施したところ、保護に携わる人材が不足していると回答した自治体が全体の9割を占めた<sup>4</sup>。

国もこうした事態に危機感を示し、2017（平成29）年12月に文化審議会によって公表された「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申）でも過疎化・少子高齢化の進行により、「これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕している」（文化審議会2017：1）と文化財をめぐる現況を示したうえで、問題解決のため、社会総がかりで文化財を保護することを目的として地域計画の策定が具体策として謳われた。実際にこうした問題意識を背景に2018（平成30）年に文化財保護法が改正され、地域計画の策定は、文化財保存活用地域計画として文化財保護法に明文化されるに至った。なお、こうした問題に加え、2020（令和2）年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、さまざま実演を伴う公演や地域の祭りなどの年中行事等が中止・延期、規模縮小の開催などの事態が生じており、これらの継承のための活動が十分に行われない危機的な状況も踏まえて、無形文化財・無形民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く保護することを目的とした改正文化財保護法が2021（令和3）年4月に成立した。このように文化財保護の担い手不足への対応は、現代の文化財保護政策における課題になっており、解決に向けた取り組みがはじめられている。

ところで、文化財保存活用地域計画の作成にあたって、2019（平成31）年3月に文化庁は計画策定の指針を公表したが、この中で文化財の担い手を広げていく観点から、「次世代を担う子供たちが文化財の価値・魅力に触れることができるよう、地域学習の教材等としての文化財の活用など、学校教育・社会教育と連携した取組について位置付けることが有効である。」（文化庁2019：7）ことが謳わ

れた。つまり、現在の文化財保護政策では、文化財保護の次世代の担い手として子どもたちに期待が寄せられていることがわかる。そこで、本稿では今後、文化財保護の担い手不足への対応の手がかりとするため、子ども・若者を担い手とする文化財保護の実態を明らかにしたいと考える。

子ども・若者と文化財保護の関わりの実態や歴史を明らかにした研究は、森屋（2019、2020）の研究が確認できる。森屋（2019）は、子どもや若者の文化財保護の実態を1960年代の文化財愛護少年団活動の事例研究から明らかにし、森屋（2020）は大学生を対象としたアンケート調査から、若者が文化財保護に対してどのような想いを抱いているのか明らかにした。前者は1960年代における文化財保護の歴史研究の側面が強く、後者は大学生の意識調査を分析したものであり、現代の地域における子ども・若者の文化財保護の実態は、先行研究の中ではあまり捉えられていないといえる。そこで、本稿ではとくに社会的な役割がある程度固定化され、地域との関わりが多くなる青壮年期の若者が現代の地域の文化財保護に果たす役割を明らかにすることとし、若者が地域の中で文化財を積極的に保存・活用している事例を対象とし、今後、若者を担い手とする文化財保護の方策の検討に資する基礎的研究を目標とする。次に研究方法の検討を含めて、若者と地域の文化財保護に関する先行研究を概観する。

## 2. 青年団と文化財保護の関わり

若者が地域の中で文化財を積極的に保存・活用する事例研究は、関連するものとして、佐藤一子の研究が確認できる。佐藤（2016）は、地域づくりとそれに関わる地域文化の継承と創造について岩手県遠野市、長野県飯田市、山形県庄内地域・鶴岡市の3つの地域の事例を対象に、地域文化を次世代に継承するという住民の想いに支えられて子ども・若者が育つ過程と、地元在住の若者やIターン、Uターンした若者を中心とした、多様な生き方の選択と、共に地域文化の担い手として地域文化を継承・創造する人々のネットワークの実態を明らかにした。

ところで、地域を基盤にした若者の集団として青年団が存在する。青年団は明治期を創成期とし（大山2016：1）、職業や政治信条、宗教などの違いに関わらず、誰でも加入できる青年の集まりであり、地域を基盤に「青年の生活を高める」ことを目的とした活動に取り組む団体である（内閣府2011：14）。2020（令和2）年の日本青年団協議会（以下、日青協）の調査では、全国の青年団員数は7682人で、青年団体の会員数は8527人が確認される<sup>5</sup>。

上記のとおり、佐藤（2016）は、若者が地域づくりに関わる地域文化の継承と創造の担い手となる事例を対象とし、その実態を明らかにしているが、ここにいう地域文化はおもに有形・無形の民俗文化財であるため、本稿では、こうした種別以外の文化財にも若者がどのような関わりをしているか明らかにしたい。加えて、個々の若者に焦点をあてるのではなく、青年団という若者のコミュニティによる活動に着目したいと考える。そこで、本稿では、文化財保護の観点から、青年団がどのように地域の中で文化財を積極的に保存・活用しているのか、その実態を事例研究から解明する。また、青年団活動の全国的な動向を明らかにするため、1951（昭和26）年に結成された青年団の全国組織である日青協の事業を手掛かりにする。

日青協による若者と文化財保護に関連した事業としては、若者が郷土芸能を継承・公開する活動を通して、地域に生きる意義を再認識し地域の振興・発展に寄与することを目的とした全国青年大会（郷土芸能の部）が確認できる<sup>6</sup>。この他、日青協を支援する日本青年館においても、1925（大正14）年に日本青年館で催された「郷土舞踊と民謡の会」を起点とし、各地の民俗芸能を舞台上で公開し、その重要性を一般に認識してもらうことを目的とした全国民俗芸能大会が開催されている<sup>7</sup>。このように若者による無

形文化財・無形民俗文化財の保存・継承に対する顕彰事業が確認できるが、こうした種別の文化財の保存・継承を顕彰する取り組み以外に、広く全国の優れた青年団活動を把握し、紹介することを目的とした日青協が主催する全国地域青年「実践大賞」（以下、実践大賞）が確認できる。実践大賞は1987（昭和62）年に当時の日青協の執行部内の議論において、青年の活動実践を評価することにより、青年団活動の活性化を企図してはじめられた顕彰制度である<sup>8</sup>。その歴史の概要を記すと、1987（昭和62）年度に、市町村の青年団の優れた実践を奨励する「日青協加盟道府県団における市町村青年団の優良活動に対する顕彰制度実施要綱」にもとづき「日青協顕彰制度」が設立され、1998（平成10）年度には「日青協実践大賞」の名称に変更され、2002（平成14）年度から、現在の実践大賞となった<sup>9</sup>。なお、2010（平成22）年度には、これまでの道府県青年団からの推薦のほか、都道府県教育委員会および各市区町村教育委員会からも推薦されることが認められ、広く地域の活動実践を集約する形となった<sup>10</sup>。

以上から、本稿では、青年団が地域の中で文化財を積極的に保存・活用している事例の手掛かりとして、実践大賞に応募した青年団活動を対象とする。研究方法は、文献研究を基本とし、分析の対象は年度ごとに作成され、応募状況や各青年団の実践概要が記載された『全国地域青年「実践大賞」報告書』（以下、報告書）を用いた<sup>11</sup>。具体的には、青年団と文化財保護の関わりの実態を確認するため、報告書の活動実践から文化財の保存・活用にかかる事例を抽出し、活動内容を明らかにする。対象年代は近年の実態を確認するため、2010（平成22）年から2020（令和2）年を対象とした。なお、本稿では実践大賞の地域活動の部を対象とし、教宣の部は除外した。

### 3. 実践大賞にみる青年団の文化財保護の実態

報告書の青年団による活動実践から文化財の保存・活用にかかる事例を抽出し、まとめたものが表1である。表中の所在地、団体名、活動の名称、受賞は、報告書の内容をそのまま掲載し、活動の概要は報告書の内容を要約して掲載した。文化財に関わる活動は、青年団が活動する地域内に所在する文化財のみとし、地域外の文化財に関わる活動は除外した。文化財の種別については、事例の活動が対象とする事物が、指定文化財でない場合、それが未指定文化財に該当するかどうかについては、すでに同様のもので国・都道府県・市町村で文化財指定されているかを判断基準にし、その種別も指定文化財の種別を採用した。また、直接文化財の保護に関わる活動ではなくても、指定文化財の保護に付随した活動も文化財保護に関わる活動として取り上げた。なお、文化財指定の有無については、各青年団が活動する地域の自治体および都道府県のホームページにて文化財の指定一覧から確認した。

表1を確認すると、2010（平成22）年から2020（令和2）年の間、実践大賞への応募総数は263件あり、この内、文化財の保存・活用に関わる青年団活動の事例は、応募総数の約1割である23件確認できた。次に実践大賞に応募した青年団活動が、どのような種別の文化財の保存・活用に関わっているか確認すると、無形民俗文化財の保存・活用に関わる活動が13件（国重要指定1件、県指定1件、市・町指定2件、未指定9件）、無形文化財が5件（市・町指定2件、未指定3件）、天然記念物が1件（県指定1件）、史跡が2件（未指定2件）、有形文化財（建造物）が2件（未指定2件）である。なお、大分県豊後大野市の事例は、全種別の文化財に関わる活動内容であるため、種別ごとの件数には加えていない。

種別では無形民俗文化財が13件と全体の半数以上を占め、次いで無形文化財が5件と全体の約2割を占める。無形という括りだけでみれば、全体の約8割を占めることがわかり、保存・活用の対象となるのは有形文化財よりもはるかに多いことがわかる。

表1 実践大賞に応募した文化財保護に関連する青年団活動(1)

No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
2010(平成22)年 応募件数: 52						
1	青森県青森市	青森市青年会	青年団の立ち上げ及び戦跡巡り	青森市内に所在する「青函連絡船戦災の碑」、蓮華寺、青森市公会堂の戦跡巡り。	史跡(未指定)・有形文化財(建造物・未指定)	奨励賞
2	岩手県奥州市	大森神楽保存会	大森神楽保存伝承活動	大森神楽は、1970(昭和45)年に衣川小学校大森分校で、小坂藤雄氏が子どもたちに指導したのがはじまり。大森分校閉校後は、分校OBを中心に活動に取り組み、会員には、衣川小学校の卒業生である中高生もいる。	無形民俗文化財(未指定)	実践大賞
3	秋田県男鹿市	琴川すげ笠伝承塾	市指定文化財「琴川のすげ笠」の伝承	すげ笠作りは戦後、需用が減少し作り手も伝承と共々衰退した。すげ笠作りの愛好家が発足したが、会員の高齢化により、活動が芳しくないことを知り、「なんとか琴川のすげ笠を残したい」と学習会を開催した。幅広い年代と交流し、定期開催する。	無形文化財(市指定)	実践大賞
4	山形県村山市	稲下鹿子踊連(稲下青年団)	子ども鹿子踊りのスタートと山形県内初の「シンジ踊りネットワーク」の形成活動	「稲下鹿子踊」は、江戸時代後期から、稲荷神社に伝えられるシンジ踊りである。約10年間隔で、踊り手の青年たちが「総入替え」という形で伝承されてきた。第15期稲下鹿子踊連は、初めて子どもたちを対象に踊りを伝承し、山形県で初めてとなる同種民俗文化財団体の組織のネットワーク化の必要性を訴えた。	無形民俗文化財(市指定)	
5	山梨県富士川町	鯉沢ばやし若水	お雛子の伝承(伝統芸能の保存)	400年余り続いている「お雛子」の伝統芸能を後世に継承するため、今まで大人のみで活動してきた対象を、地元の小学生、保育園児等に広めた。2008(平成20)年に発足して以降、基礎練習を重ね、町の山車巡業まつりをはじめとした行事に出演している。	無形文化財(町指定)	
6	和歌山県みなべ町	青年クラブみなべ	ウミガメ保護パトロール	和歌山県みなべ町・千里の浜は、アカウミガメの産卵地として知られる。7~8名でチームを編成し、産卵のピークを迎える7月から8月初旬にかけて、毎晩9時から11時までのパトロールを受け持ち、観察に訪れる人たちに注意を促す。	天然記念物(県指定) ※産卵地が指定	
7	徳島県那賀町	那賀町青年団	徳島活性化コンテストへの参加とプランの実現「なかをめぐり人形浄瑠璃〜人と、文化と、ときどき産業」	人形浄瑠璃という地域文化を核にし、子どもから大人までが関わることができ、地域ぐるみの取り組みである。前年には、途絶えていた人形浄瑠璃を地域で復活させた。	無形民俗文化財(未指定)	
8	宮崎県高原町	高原町青年団協議会	蔵川神楽ふるまいそば	蔵川神楽とは、高原町の霧島東神社の社家で毎年12月第2土曜日に行われる行事で、神楽をみながらそばを食べる習慣がある。そばを長年振舞っているのが青年団であり、それが「蔵川神楽ふるまいそば」である。	無形民俗文化財(蔵川神楽が指定)	
2011(平成23)年 応募件数: 27						
9	高知県四万十市	高知県西土佐連合青年団	活動の名称 高知県青年にぎわいポニート	活動の概要 地元の芸能であるよさこいを活用した東日本大震災への復興への取り組みである。	文化財の種類 無形文化財(未指定)	受賞 田澤義輔賞
2012(平成24)年 応募件数: 32						
10	佐賀県佐賀市	佐賀市川副町青年団	活動の名称 博愛フェスタ	活動の概要 佐賀市民記念館主催の行事として町の青年団の面々が地元で伝わる正月飾りの縄作りを子どもたちに教えるという活動である。	文化財の種類 無形民俗文化財(未指定)	受賞
2013(平成25)年 応募件数: 20						
11	愛知県豊橋市	豊橋市青年団協議会	活動の名称 豊橋筆作り	活動の概要 地元豊橋市の伝統工芸である「豊橋筆」の歴史を学び、実際に筆を自分で作ることで、地域への理解、伝統工芸への理解を深めるとともに、団員が揃って同じものを自分たちで試行錯誤しながら作り上げること、団員同士の親睦を深めるとを目的とする活動である。	文化財の種類 無形文化財(未指定)	受賞
12	高知県	高知県青年団協議会にぎわいポニート	活動の名称 Ship for ship 2013 私たちにできること	活動の概要 地元よさこいや「みちのくYOSAKOIまつり」に参加しながら、その衣装を地元と名取市民の協力を得ながら製作し、それを交流のさらなる材料としていくという取り組みを継続した。	文化財の種類 無形文化財(未指定)	受賞

表1 実践大賞に応募した文化財保護に関連する青年団活動(2)

No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
13	沖縄県石垣市	石垣市青年団協議会	石垣市青年団協議会主催「青年文化発表会」	石垣島内で活動する青年団体が一堂に集い、日頃の地域活動や民俗芸能など文化活動の成果を発表して各方面に発信するとともに、青年同士の交流を通して相互理解・連携を深め、島の将来を担う青年たちの意識高揚を図る。	無形民俗文化財(一部県指定)	石垣市青年団協議会
2014(平成26)年 応募件数: 21						
No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
14	石川県津幡町	庄町青年団	津幡町庄区秋季祭礼	青年団の一大行事である獅子舞に焦点を合わせ、団内の中に潜む問題を改善し、地域と寄り添った運営を行った。	無形民俗文化財(未指定)	受賞
2015(平成27)年 応募件数: 7 該当なし						
2016(平成28)年 応募件数: 19						
No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
15	沖縄県北中城村	北中城村青年連合会	沖縄県北中城村東北エイサープロジェクト～東日本へ北中城から～	東日本大震災の被災地であり、震災直後から村と関わりのある福島県新地町、宮城県南三陸町から沖縄県の伝統芸能のエイサーを見てみたいという声をきっかけにプロジェクトが発足した。	無形民俗文化財(未指定)	全国青年団OB県議の会奨励賞
2017(平成29)年 応募件数: 25						
No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
16	石川県輪島市	本郷地区青年団	「文化交流大会」～本郷地区青年団(石川)と南風原町青年連合会(沖縄)の取組み～	石川県の本郷地区と沖縄県の南風原町の2つの伝統文化を比較し、事業を協同ですすめていくことで、互いの地域の活性化を図る新たな視点と事業を作り出していくことを目的として行われた。	無形民俗文化財(未指定)	準実践大賞
17	沖縄県南風原町	南風原町青年連合会	石川県二又川青年団・内保青年団との文化交流「伝統芸能が紡ぐ若者の力」	同上。	無形民俗文化財(町指定)	準実践大賞
18	香川県坂出市	坂出市連合青年会	銅像まつり	文政年間に高松藩の財政難を救うため、私財を投じて坂出に塩田を開発した久米通賢の命日に合わせて行う銅像の清掃活動である。	史跡(未指定)	受賞
2018(平成30)年 応募件数: 21						
No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
19	富山県黒部市	下立青年団	わらじ作り～伝統行事から生まれた地域の好循環～	地域の伝統行事である秋祭りの獅子舞で履く「わらじ作り」の活動である。地域一体となった持続可能な4世代交流にもなる取り組みでもある。	無形民俗文化財(未指定)	田澤義輔賞
20	石川県輪島市	おくのと獅子舞文化継承事業実行委員会(輪島市門前町二俣川青年団)	おくのと獅子舞文化体験教室	奥能登に居住している子どもと、その親を対象とした事業であり、実際に獅子頭を制作している職人を迎え、牛乳パックや粘土を使った獅子頭を作る工作体験を行う。同時に、原木から獅子頭の制作を開始し、参加者がノミ入れを体験するところから獅子頭の制作を体験する活動である。	無形民俗文化財(未指定)	
21	大分県豊後大野市	豊後大野市青年団(なないろべーす)	豊後大野カルタ	「ふるさと豊後大野にあるたたくさんの宝物を、カルタにして後世に伝えたい、子どもたちと交流したい」という1人の団員の思いから始まった活動である。109音(あーりよ)の読み札と絵札を、豊後大野市民から一般公募をし、青年団と市民とが一緒に作り上げた。	全種別	実践大賞
2019(令和元)年 応募件数: 29						
No	所在地	団体名	活動の名称	活動の概要	文化財の種類	受賞
22	石川県輪島市	本郷地区青年団	地域とともに成長する青年団～南風原町の文化交流:南風原町青年フェスタ～	2017年度事業の継続。	無形民俗文化財(未指定)	準実践大賞
23	福井県南条郡南越前町	一般社団法人ぶらすた いむず	旧玉村邸活用プロジェクト(地域まるっと体感宿 玉村屋)	地域全体で空き家に対しての危機感があったため、旧玉村邸を改修して活用する活動である。	有形文化財(建造物・未指定)	実践奨励賞
2020(令和2)年 応募件数: 10 該当なし						

現代における青年団が地域の文化財保護に果たす役割

指定・未指定の内訳で見ると、指定文化財が7件で未指定文化財が15件で、約7割が未指定文化財である。指定の内訳も確認すると国重要指定1件、県指定2件、市・町指定が4件である。このことから、未指定の無形の文化財を対象とした青年団活動が応募された中で多くを占めていることがわかり、また指定は市・町指定のものが半数であり、国や都道府県からの補助金の交付がない事例であることもわかる。つまり、未指定という文化財保護行政の手が及ばない事例や基礎自治体指定で保持者の保存・継承に対する費用負担が大きい事例が多いといえる。これは、史跡や有形文化財（建造物）においても同様のことがいえる。

次に青年団の文化財保護に関わる活動の中身について、それが保存に重きを置いたものか、活用<sup>12</sup>に重きを置いたものか報告書の活動概要から確認する。保存・活用で各事例を分類したものが表2である。なお、どちらの活動を含むものは保存・活用と表記した。保存に重きを置いた活動は、No.2、5、6、8、10、14、18で確認できる。No.2、5、8、10、14は伝統的な民俗芸能や地域行事の継承を目的としたもので、No.6はアカウミガメの保護、No.18は郷土の偉人である久米通賢の銅像を清掃するという内容である。多くは地域に伝承される無形の文化財を保存・継承することが活動で企図されて

表2 実践大賞に応募した文化財保護に関連する青年団活動の保存・活用の別

No	所在地	団体名	活動の名称	文化財の種別	保存・活用の別
1	青森県青森市	青森市青年会	青年団の立ち上げ及び戦跡巡り	史跡(未指定)・有形文化財(建造物・未指定)	活用
2	岩手県奥州市	大森神楽保存会	大森神楽保存伝承活動	無形民俗文化財(未指定)	保存
3	秋田県男鹿市	琴川すげ笠伝承塾	市指定文化財「琴川のすげ笠」の伝承	無形文化財(市指定)	保存・活用
4	山形県村山市	稲下鹿子踊連(稲下青年団)	子ども鹿子踊りのスタートと山形県内初の「シシ踊りネットワーク」の形成活動	無形民俗文化財(市指定)	保存・活用
5	山梨県富士川町	鯉沢ばやし若水	お囃子の伝承(伝統芸能の保存)	無形文化財(町指定)	保存
6	和歌山県みなべ町	青年クラブみなべ	ウミガメ保護パトロール	天然記念物(県指定)	保存
7	徳島県那賀町	那賀町青年団	徳島活性化コンテストへの参加とプランの実現「なかを紡ぐ人形浄瑠璃～人と、文化と、ときどき産業」	無形民俗文化財(未指定)	活用
8	宮崎県高原町	高原町青年団協議会	祓川神楽ふるまいそば	無形民俗文化財(国重要無形民俗文化財)	保存
9	高知県四万十市	高知県西土佐連合青年団	高知県青年にぎわいポニート	無形文化財(未指定)	活用
10	佐賀県佐賀市	佐賀市川副町青年団	博愛フェスタ	無形民俗文化財(未指定)	保存
11	愛知県豊橋市	豊橋市青年団協議会	豊橋筆作り	無形文化財(未指定)	保存・活用
12	高知県	高知県青年団協議会にぎわいポニート	Ship for ship 2013 私たちにできること	無形文化財(未指定)	活用
13	沖縄県石垣市	石垣市青年団協議会	石垣市青年団協議会主催「青年文化発表会」	無形民俗文化財(一部県指定)	活用
14	石川県津幡町	庄町青年団	津幡町庄区秋季祭礼	無形民俗文化財(未指定)	保存
15	沖縄県北中城村	北中城村青年連合会	沖縄県北中城村東北エイサープロジェクト～東日本へ北中城から～	無形民俗文化財(未指定)	活用
16	石川県輪島市	本郷地区青年団	『文化交流大会』～本郷地区青年団(石川)と南風原町青年連合会(沖縄)の取組み～	無形民俗文化財(未指定)	活用
17	沖縄県南風原町	南風原町青年連合会	石川県二又川青年団・内保青年団との文化交流「伝統芸能が紡ぐ若者の力」	無形民俗文化財(町指定)	活用
18	香川県坂出市	坂出市連合青年会	銅像まつり	史跡(未指定)	保存
19	富山県黒部市	下立青年団	わらじ作り～伝統行事から生まれた地域の好循環～	無形民俗文化財(未指定)	保存・活用
20	石川県輪島市	おくのと獅子舞文化継承事業実行委員会(輪島市門前町二俣川青年団)	おくのと獅子舞文化体験教室	無形民俗文化財(未指定)	保存・活用
21	大分県豊後大野市	豊後大野市青年団なないろベース	豊後大野カルタ	全種別	活用
22	石川県輪島市	本郷地区青年団	地域とともに成長する青年団～南風原町との文化交流:南風原町青年フェスタ～	無形民俗文化財(未指定)	活用
23	福井県南条郡南越前町	一般社団法人ぶらすたいむず	旧玉村邸活用プロジェクト(地域まるっと体感宿 玉村屋)	有形文化財(建造物・未指定)	保存・活用

いることがわかる。活用に重きを置いた活動は、No.1、7、9、12、13、15、16、17、21、22で確認できる。活用の中身は、No.7、9、12、13、15、16、17、22のように、無形文化財・無形民俗文化財を地域内外の交流を生み出す契機にした活動やNo.1の戦跡巡りやNo.21の文化財を含めた多種多様な地域遺産を用いたカルタ作りのように、文化財の普及・啓発につながる活動が確認できる。保存・活用の要素を含んだものは、No.3、4、11、19、20、23で確認できる。No.23の有形文化財（建造物・未指定）以外は、無形文化財・無形民俗文化財の保存・活用に関わる活動である。これら活動は、地域で存続が危ぶまれる文化財を保存・継承しながら、地域内外の交流の契機として活用するという中身である。

以上から、実践大賞に応募した青年団活動の多くは、無形文化財・無形民俗文化財の保存・活用に関するものであり、市町村指定という所有者や保持者の保存・継承に関わる費用負担が大きい文化財や、未指定という文化財保護の網が掛からない文化財を対象とした活動がほとんどを占めることがわかる。また、地域で廃絶や滅失の危機に瀕した文化財を保存・継承しながら、地域内外の交流を企図する活動も確認できる。つまり、実践大賞から表れる青年団の活動は、文化財と地域の住民や地域外の人々を媒介し、交流を通して、新しいコミュニティを生成し、ここから地域づくりに発展させていく役を担っていると筆者は考える。このことから、過疎化・少子高齢化の進行により、存続が危ぶまれる文化財保護に対して、青年団活動が果たす役割は大きいといえる。

ところで、2018（平成30）年に改正された文化財保護法は、改正を企図した中に文化財を観光資源として活用することも含まれていた<sup>13</sup>。実際、文化庁が2016（平成28）年に公表した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」では、文化財に関して「観光資源としての戦略的投資と観光体験の質の向上による観光収入増を実現し、文化財をコストセンターからプロフィットセンターへと転換させる」ことを示した<sup>14</sup>。つまり、現在の文化財保護政策は、経済活性化を目的とする観光資源としての文化財の活用に力点が置かれている可能性が考えられる。一方で、本稿が明らかにした青年団による文化財保護の実態は、観光という経済活性化を目的とする文化財の活用に対し、地域内外の交流を生み出す、いわばコミュニティ生成を志向するという、オルタナティブな文化財の活用の在り方を示していると筆者は考える。

そこで、今後の若者を担い手とする文化財保護の方策を検討するため、これまでの若者を対象とする文化財保護に関わる施策の動向を概観し、実践大賞に応募した青年団活動から明らかになった文化財保護の実態を踏まえて施策の課題を示す。

#### 4. 若者の文化財保護に関わる施策の動向と課題

若者を対象とする文化財保護施策で特筆すべきものとして、1966（昭和41）年度から1979（昭和54）年度までの13年間継続した「文化財愛護地域活動」の施策がある。この施策は、都道府県の推薦により、文化財保護委員会（後の文化庁）が2か年の期間で一市町村を「文化財愛護モデル地区」に指定し、各地で独自の愛護活動が取り組まれた（文化財保護委員会1968a：72）。なお、施策は「青少年が文化財愛護精神を身に着けることによりわが国の歴史と伝統を尊重し、自然と文化を愛護する気風を涵養することをねらいとしてこの地域活動を青少年指導の一環としてすすめる」（同上：70）という配慮のもと取り組まれた経緯があり、子ども・若者が中心となって取り組んだ「文化財愛護少年団活動」も確認できる（文化財保護委員会1968b）。1980（昭和55）年度からは、文化財愛護をより充実させることを目的として（原田1984：30）、「文化財愛護活動推進方策研究委嘱」が施策として取り

組まれた（文化財保護部伝統文化課1998：6）。この施策は、都道府県教育委員会が各都道府県内の市町村教育委員会、小・中学校、博物館や文化財愛護グループ等を実施団体として選定し、（1）地域文化財についての普及啓発活動、（2）地域文化財の伝承活動、（3）文化学習、（4）地域文化財保存のための奉仕活動等の効果的な方法等を研究するもので、毎年十数件の実践活動が取り組まれ（原田1984：32）、1997（平成9）年度まで継続した（文化財保護部伝統文化課1998：6）。1998（平成10）年度から「ふるさと文化継承活動支援事業」に継続されたが（同上）、この事業は「ふるさとの文化や伝統に対する理解と誇りを持つことができるように、地域の民俗芸能や伝統技術などを子どもたちが体験するふるさと文化継承活動」（文化庁1999：459）を支援するものであるが、「文化財愛護少年団活動」の内容から遡ってみると、対象も青年層まで含んでいたものが年少者に限られ、文化財の種別も民俗芸能や伝統技術に狭められたことが確認でき、段階的に施策内容が縮小していったことがわかる。当初の「文化財愛護地域活動」の施策は、全国各地に点在したモデル地区における文化財愛護にかかる諸活動を事例集にまとめ配布するなど<sup>15</sup>、その活動を顕彰することにより、住民の主体的な文化財保護を活性化させた可能性をもつことと、この施策は主体的に文化財保護に取り組むコミュニティの生成を志向していたと筆者は考える。とくにコミュニティ生成を志向する点は、本稿が明らかにした文化財保護に関する青年団活動の特徴に符合するといえる。

こうした住民の主体的な文化財保護活動の顕彰とコミュニティ生成を志向した施策は、近年になって基礎自治体で取り組まれるようになってきているが、管見の限りではあるものの、まだごく少数であると筆者は捉える<sup>16</sup>。このような取り組みは、活動に関わる文化財の顕彰と保護、ひいては住民への理解・普及にもつながることが期待され、とくに未指定文化財を対象とした活動の場合、その意義は大きいと筆者は考える。こうした施策を自治体に普及させることに加えて、その中でもとくに行為主体として若者に主眼を当てた施策を展開することは、今後の文化財保護の担い手の育成という観点からも重要な意味をもつといえる。また、青年団活動が地域内外の交流を生み出して、地域外の人々を交えたコミュニティの生成を志向していた点は、自治体内で完結する文化財保護施策を超えた内容であり、自治体間交流の施策にも通じるものである。こうした要素も取り入れた文化財保護施策を展開することは、今後の課題であると筆者は考える。

## 5. おわりに

本稿では、今後の子ども・若者を担い手とする文化財保護の在り方を検討する基礎的研究を目的に、青年団活動を対象に文化財保護の観点から、若者が現代の地域において文化財の保存・活用に関与しているのか、その実態を日青協が実施する実践大賞に応募した活動実践を手掛かりに事例研究から明らかにした。その結果、青年団活動は、文化財と地域住民や地域外の人々を媒介し、交流を生み出して、ここから生成されたコミュニティによる地域づくりに発展させていく役を担っている可能性を考察した。こうした文化財保護の在り方は、現在、推進する観光振興を主とした経済活性化を目的とする文化財の活用に対し、地域内外の交流を生み出し、コミュニティ生成を志向するという、オルタナティブな文化財の活用の在り方を示していると捉えた。そのうえで、今後の若者を担い手とする文化財保護施策を検討するため、これまでの「文化財愛護地域活動」をはじめとする施策の動向を概観し、とくに「文化財愛護地域活動」は、住民主体の文化財保護活動の顕彰とコミュニティ生成を志向した施策であったことを確認した。今後こうした過去の施策を参考にした取り組みに加え、若者を



行為主体に据えた施策と自治体間交流などの要素を取り入れた文化財保護施策の展開を課題として示した。

最後に本稿の研究課題を示す。今後の施策を検討するうえでも「文化財愛護地域活動」をはじめとする過去の施策の内容や効果を検証することが求められるといえるが、この点は現状十分に行われているとはいえず、研究課題としたい。また、伝統文化と地域づくりに関する文化財保護施策の国内での展開について論じた研究も管見の限り、断片的なものであり、体系的にその歴史的経緯を明らかにすることも今後の課題としたい。

---

## 註

- 1 齊藤絵美「兵庫の祭りや伝統行事 658件が廃絶・存続危機」、神戸新聞NEXT、2021年1月4日付、  
<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202101/0013982415.shtml> (2021年9月5日閲覧)。
- 2 「県内5保存団体休止 平成以降」、福井新聞D刊、2020年1月17日付、  
<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1011328> (2021年9月5日閲覧)。
- 3 西田理人「『限界文化財』、守るのは誰?」、朝日新聞デジタル、2020年12月30日付、  
<https://www.asahi.com/articles/ASNDY6S48NDYUZH005.html> (2021年9月5日閲覧)。
- 4 山梨県教育委員会「2019年7月30日開催『山梨県文化財保存活用大綱策定委員会』会議資料」。
- 5 日本青年館「『地域青年活動と青少年教育に関する調査』報告書」、  
[https://nippon-seinenkan.or.jp/seinenkan/wp-content/uploads/jichitai\\_chosa.pdf](https://nippon-seinenkan.or.jp/seinenkan/wp-content/uploads/jichitai_chosa.pdf) (2021年9月5日閲覧)。
- 6 日本青年団協議会『郷土芸能実施要項』2021年、  
<https://dan.or.jp/zenseitai/wp-content/uploads/69-13郷土芸能.pdf> (2021年9月5日閲覧)。
- 7 日本青年館『全国民俗芸能大会の開催』2021年、  
<https://dan.or.jp/zenseitai/wp-content/uploads/69-13郷土芸能.pdf> (2021年9月5日閲覧)。
- 8 氏家秀徳氏(日本青年団協議会)からの聞き取りによる(2021年8月6日聞き取り)。
- 9 日本青年団協議会「2020年度全国地域青年『実践大賞』審査会次第」。
- 10 同上資料参照。なお、実践大賞の地域活動の部で授与される賞は、(1)実践大賞(1団体)活動に常時または定期的に取り組み、地域に大きく貢献し、集められた実践の中で最も優れた実践に取り組んだ団体に授与。(2)準実践大賞(1団体)実践大賞に次いですぐれた実践に取り組んだ団体。(3)実践奨励賞(最大で3団体)長期間にわたって取り組まれている実践や、新たな取り組みなど、上記二賞に準ずる活動を行った団体。(4)支援実践賞(1団体)青年団体発足を支えた実践や、若者のための施設における実践など、青年活動の支援に取り組んだ団体。なお、その他特別賞として明正選挙運動、地方自治、地域振興などに取り組み、すぐれた成果を収めた団体に田澤義鋪賞(1団体)、全国の青年団にとって励みとなるような組織強化拡大に顕著な実績をあげた団体に全国青年団OB会奨励賞(1団体)、地域の郷土芸能を青年が真剣にその伝承に努め、青年団としての取り組みの中で意欲的である団体に後藤文夫賞(1団体)が授与される。後藤文夫賞は全国青年大会における表彰である。
- 11 氏家秀徳氏(日本青年団協議会)からご提供いただいたものを使用した。
- 12 文化財の活用は現状、非常に曖昧な概念として用いられていると筆者は考える。江面嗣人(2006)も「活用については、これまで十分な検討や研究がなされてこなかったと云わざるを得ない」と指摘し、文化財建造

物における国内の活用の経緯をまとめ、私見として「(人の) 精神的な向上に文化財を活かす行為」と意味づけている。また、松田陽(2020)は、活用が「公開・普及・教育」という意味合いから「まちづくり・経済振興」そして「観光振興」に変遷してきたことを論証した。森屋(2020)は、こうした文化財の活用を整理し、埋蔵文化財の保存から活用へ至る段階として、事例研究から、第1に埋蔵文化財の価値が顕在化して調査され、保存される段階、第2に展示・公開され、学校教育や社会教育における活用によって埋蔵文化財が地域住民の教育に資する段階、第3に埋蔵文化財の活用を通じて地域住民が地域への誇りを醸成し、埋蔵文化財に関わるコミュニティが地域住民から生成され、地域住民の生活や文化向上に資する段階、第4に埋蔵文化財を核に生成されたコミュニティと行政が協働した地域の来訪者の観光に資するという4つの段階を提起した。以上を踏まえて、本稿でいう活用は、江面(2006)と同様に人間の精神的な向上に文化財を活かす行為であり、具体的には、文化財の公開・普及を通して教育・産業・観光・地域振興・地域交流に活かす行為として捉える。

- 13 「改正文化財保護法成立 地方の訪日外国人増へ 農山漁村も観光資源に」、産経新聞デジタル、2018年6月1日付、<https://www.sankei.com/article/20180601-A26NW6GKGJKCHH2RTK5X4NDBJI/> (2021年9月5日閲覧)。
- 14 文化庁『文化財活用・理解促進戦略プログラム2020』2016年、[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/pdf/2016042601.pdf](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/2016042601.pdf) (2021年9月5日閲覧)。
- 15 事例集は、『文化財愛護地域活動事例集』として1968(昭和43)年、1969(昭和44)年、1970(昭和45)年、1972(昭和47)年、1974(昭和49)年に発行された。なお、子ども・若者を中心に取り組まれた「文化財愛護少年団活動」は、1968(昭和43)年に『文化財愛護少年団活動事例集』にまとめられ発行された。
- 16 例えば福岡県太宰府市で2010(平成22)年に条例化された「太宰府市民遺産」の制度は、市民2人以上からなる育成活動を主体的に行う「市民遺産育成団体」を結成し、市に団体登録し、この育成団体が市民遺産を提案するというもので、この提案を市も含めた第三者機関(「太宰府市民遺産会議」)が認定し、公共の遺産とする方法を採用している(城戸2013:119)。この制度のメリットは、育成団体が志して愛情を持って活動することに対する顕彰であり応援としている(同上:123)。

---

## 参考文献

- 江面嗣人「文化財の創造的活用と伝統的建造物群保存地区における観光—文化財の創造的活用と伝統的建造物群保存地区における観光—」『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続的関係構築に関する研究(国立民族学博物館調査報告No.61)』国立民族学博物館、2006年、55-79頁。
- 大山宏「都市青年による集団形成の意義—1960年代から1980年代の日本都市青年会議の取り組みに着目して—」『生涯学習基盤経営研究』40、東京大学、2016年、1-18頁。
- 佐藤一子『地域文化が若者を育てる—民俗・芸能・食文化のまちづくり—(シリーズ田園回帰7)』農山漁村文化協会、2016年。
- 城戸康利「ローカルからはじめる遺跡・遺産～太宰府市民遺産」『パブリックな存在としての遺跡・遺産、平成24年度遺跡等マネジメント研究集会(第2回)報告書』奈良文化財研究所、2013年、118-123頁。
- 内閣府『共同参画(10月号)』39、内閣府男女共同参画局総務課、2011年。
- 原田拓「文化財の普及と愛護活動—その歩みと現状—」『月刊文化財』225、文化庁、1984年、20-23頁。
- 文化財保護委員会『文化財愛護地域活動事例集』1968年a。

文化財保護委員会『文化財愛護少年団活動事例集』1968年b。

文化財保護部伝統文化課「文化財保護（愛護）の推進及び普及啓発活動について」『文化庁月報』359、文化庁、1998年、6-7頁。

文化審議会『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について』2017年。

文化庁『新しい文化立国の創造をめざして—文化庁30年史—』ぎょうせい、1999年。

文化庁『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』2019年。

松田陽「『文化財の活用』の曖昧さと柔軟さ」國學院大學研究開発推進機構学術資料センター編『文化財の活用とは何か』六一書房、2020年、115-125頁。

森屋雅幸「子ども・若者の文化財保護の実態について—『文化財愛護少年団活動』を中心に—」『昭和女子大学現代教育研究所紀要』5、昭和女子大学、2019年、59-68頁。

森屋雅幸「若者の文化財保護に対する意識に関する研究—大学生へのアンケート調査から—」『昭和女子大学現代教育研究所紀要』6、昭和女子大学、2020年、23-33頁。

森屋雅幸「埋蔵文化財の保護と観光—活用の意識と『観光考古学』の実践を中心として—」駒澤大学考古学研究室編『生産の考古学』3、六一書房、2020年、435-450頁。

---

#### 〈付記〉

本稿を執筆するにあたり、駒澤大学総合教育研究部教授の萩原建次郎氏に実践大賞の内容についてご教示いただいた。また、日本青年団協議会の氏家秀徳氏には、実践大賞に関する諸資料と青年団についての情報をご提供いただいた。記して感謝申し上げます。